

2020年5月7日
高千穂交易株式会社

新型コロナウイルス感染拡大防止措置のためのテレワーク継続実施のお知らせ

平素より格別のご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。

高千穂交易株式会社では、4月7日の政府による緊急事態宣言の発出及び東京都による緊急事態措置等、4月17日の対象地域の全国拡大を受けまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点、お客様、社員及びその家族、関係者の方の安全確保、並びに安定的な事業継続のため、下記基本方針に基づき国内全事業所を対象に時差出勤、テレワークを継続実施しております。

5月4日に政府から緊急事態宣言期間を5月31日まで延長が発表されたことを受け、当社は本件の対応期間を5月31日まで延長いたします。(※)

なお、既にご案内しております当社の本社移転につきましては、予定通りの日程で行いますので、併せてご連絡いたします。

お客様、関係各位におかれましては、ご不便お掛けすることもあるかと思われませんが、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

(※) 今後の状況を鑑みながら慎重に判断し、期間を変更する場合があります。

記

【基本方針】

- 人の安全に最優先配慮した行動を原点に据える
- 次に事業継続への悪影響を最小限に抑えるための方策を検討し、実施する
- 罹患者発生時には行政や保健所の指導に従い、速やかに感染拡大の防止をする
- 適時社内外へ情報発信する

1) 新型コロナウイルス感染症の発生防止対策

- ① 出勤・帰社・帰宅時の手洗い、うがいの徹底
- ② 人の集まる場所でのマスク着用の徹底と、常時マスク着用の励行
- ③ 受付にアルコール消毒液の設置
- ④ 海外出張の禁止と国内出張の制限

- ⑤ 個人的な海外旅行の自粛
- ⑥ 人が集まるイベント（展示会、研修会、説明会など）の中止
- ⑦ 公私に関係なく密閉・密集・密接を避けた行動を励行
- ⑧ 社員及びその家族が罹患した場合は、一定期間の自宅待機を指示

2) 事業継続への悪影響軽減の対策

- ① 感染拡大地域では原則テレワーク実施（お客様とのお打ち合わせには Web 会議システムをご提案させていただくこともございます）
- ② 時差出勤の許可
- ③ 罹患が未判明けれども体調不良な者へ一定期間テレワーク実施指示
- ④ 適時社内外の情報収集と発信を励行
- ⑤ お取引先様の状況を随時確認し、変化に応じた迅速な社内連携を励行

3) 緊急対策組織

緊急対策をすぐに実施できるよう経営層も含めた窓口を設置し、行政や保健所の要請・指導に応じた対応策や、社員の安全及び事業継続に関する方針の策定・見直しを行い、実行する。

【電話でのお問い合わせについて】

お問い合わせの内容に合わせて、下記の番号までご連絡ください。

尚、対応者を制限させていただきますため、繋がりがづらくなることもございますので、あらかじめご容赦ください。

部署名	電話番号
東京本社代表	03-3355-1111
リテールソリューション事業部	03-3355-1110
ビジネスソリューション事業部	03-3355-1117
電子事業部	03-3355-6695
産機事業部	03-3355-6691
大阪支店	06-6453-1610
九州営業所	092-271-6759

以上